



政府の「復興構想会議」では震災復興税の創設が議論されている

時限増税で連帯示す

震災復興財源は 所得税と法人税の付加税で調達せよ

償還のメドなき国債発行では、投機マネーに襲われる。増税の各手法について、合意形成やコストの面から実現可能性を検証する。

原 発のリスクが依然残るなか、震災復興に必要な第1次補正

予算編成が、国債発行を回避する形で策定され始めた。今後、議論の焦点は中期的な復興に移っていく。復興プランの策定に当たっては、地元の意向を尊重しつつも、全く新たなまちづくりという観点から、(冷たい言い方だが)土地所有という私権やノスタルジーを乗り越えるものにする必要がある。そのためには、住民を説得するリーダーシップと、プランを実行に移す財源が必要になる。財源としては、核となる公的資金に民間資金を組み合わせる仕組みが

必要だ。公的資金の調達方法について、税制での対応の必要性和具体的な課税の方法を論じてみたい。

歳出削減に期待しすぎない

復興財源に限らず、財源というものは常に、歳出削減、国債発行、増税の3つ、あるいはその組み合わせである。ここ数年、特別会計の積立金といった、埋蔵金探しが行われてきた。これは一時的な財源というだけでなく、年金など将来的な支出に充てる財源にも手をつけており、本質は国債発行と何ら変わらない。埋蔵金議論は問題の先送り(つまり時間の浪費)にすぎない。

さて、まず歳出削減から始めるといふ点については、異論のないところである。マニフェストの見直しだけでなく、社会保障費への切り込みも必要となる。もともと、過剰な期待を持ち込むと、財源のスキーム作

森信 茂樹
しげき
もりのぶ
(中央大学法科大学院教授)

りが遅れたり、最終的に穴があいたりしかねない。

次に国債発行である。日本経済が深刻な打撃を受けているときに、経済回復の足を引っ張る増税は避けるべきだということが論拠になっている。しかし、復興が本格的に始まれば、その分、需要は増加するわけで、増税即経済回復の遅れにはならない。1990年の東西ドイツ統合時も、東ドイツの経済復興のため増税が行われたが、復興需要が出てくる

と経済は過熱した。警戒すべきは、先進国最悪の財政事情の下で、社会保障・税一体改革も先行き不透明ななか、安易な国債増発が、欧州諸国を襲っている国際投機マネーの格好の餌食になるリスクである。ましてや日銀引き受けなど彼らに日本国債売りの材料となる弱みを見せてはならない。そこで、当面は復興国債の発行によるものの、その償還は期限を区切

り、時限的な増税により対応する必要がある。

消費税ではどさくさ紛れ

具体的にはどのような方法が適切か、既に表明されている増税案について、見解を述べてみたい。

まず、消費税率の引き上げである。メリットは、1%引き上げで2・5兆円という多額の税収が入ってくる

こと、さらに、近い将来社会保障・税一体改革の中で予定されている消費税率の引き上げに引き継ぐことが可能であることの2つである。デメリットは、消費税率を引き上げると、震災地域の人々にも負担増となるばかりか、低所得者により多くの負担となる逆進性がある点である。その人たちには還付する(いわゆる給付付き税額控除)方法もあるが、東京など他地域に避難した人への還付をどうするかなど、税・社会保障の番号制度が導入されていない状況下では、やりようがない。

また、震災復興のための時限的な税率引き上げが終了したら、直ちに社会保障・税一体改革の下での消費税率引き上げに切り換えるという考え方は、国民から見れば、どさくさに紛れての増税という印象を与えるのではないか。社会保障・税一体改革は、どこまでの規模の政府が望ま

震災と復興



しいかという、日本の国の在り方を決める大問題なので、別途の議論を踏まえて行うことが筋である。

次に、法人税増税である。これについて、2011年度税制改革による法人税減税を取りやめるべきだという声があるが、これは安易な発想ではないか。11年度の法人税改正案は「課税ベースの拡大をしつつ税率を引き下げる」という税制改革哲学に沿ったもので、税率5%の引き下げ（減収額1兆2000億円）と課税ベースの拡大（増収額5800億円）とがセット（ネットの減収額は6000億円強）である。日本の雇用の空洞化の防止を主たる目的とした税率引き下げを含むもので、廃止・凍結ではなく、きちんと実施すべきだ。一方で、後述するように、個人

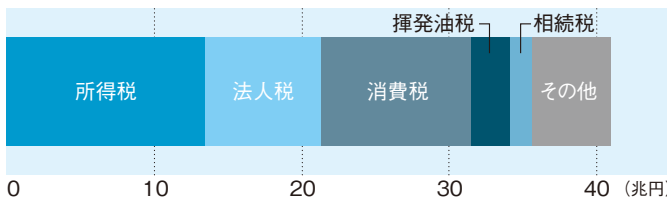
所得税の増税との公平の観点から別途負担増を求める必要がある。

需要に応じて税率設定

残るのは、個人所得税である。所得税は、そもそも能力に応じて累進的に負担を求めているので、その機能を活用すれば、日本国民から能力に応じて追加負担を求めることが可能である。被災者にも負担増になるという反対論があるが、消費税に比べてはるかにその度合いは小さい。ちなみに、所得税収全体に占める、被災地（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県の合計）の納付所得税の比率は、09年度ベースで4%未満と小さい。

ところで、所得税の納税義務者は、サラリーマンだけではなく、個人事業者が含まれる。法人形態で事業をする場合との負担の公平性を考えると、法人所得にも同じ税率・方法で負担を求める必要がある。

所得税・法人税は国の税収の半分を占める



(注)2011年度一般会計予算額
(出所)財務省「2011年度租税及び印紙収入予算額」

は、ドイツ統合の際の「連帯税」が参考になる。ドイツでは、所得税・法人税の体系は変えず、税率に7.5%（現在は5.5%）の上乗せを行う付加税（サーチャージ）方式がとられた。復興資金需要に応じ、税率を柔軟に設計することができることや、仕組みが簡素なので、納税者と税務当局双方のコストが最小という大きなメリットがある。付加税は日本でも、91年度に、湾岸戦争の拠出金負担のため設けられた「法人臨時特別税」で採用され、体験済みである。

これに対して、新たに課税ベースの広い所得税を作り、幅広く負担を求めべきだという提言もある。論理的には中身のある提言だが、新税導入に伴う事務量の増加や源泉徴収の問題を考えると現実的ではない。

所得税・法人税の付加税とする場合、所得税・法人税収は合計で20兆円程度（11年度予算）なので、仮に10%の付加税なら毎年2兆円の財源が得られ、復興費用（国費負担分）が10兆円なら5年で償還できる見通しだ。

環境税の増税はどうか。エネルギー消費の抑制とい

う観点も踏まえた化石燃料全体への課税である。趣旨は説得的であるが、国内の利害関係者から多様な議論が沸き起こり、短時間での合意形成は難しい。また、原発事故を受け、当面、化石燃料に頼らざるを得ないこととの政策の整合性を考える必要がある。

金融資産残高に課税する資産税を導入すべきとの意見もあるが、番号制度を導入したとしても、銀行残高まで把握する国はないし、プライバシーの観点からすべきではない。資産課税については、株式配当・譲渡益への課税強化（現在の軽減税率10%から本来の20%へ）を、投資の損益通算をしやすくする金融所得一体課税とセットで行うことで十分だ。

なお、今後の新たな大災害に備えて、基金を積み立てることも検討すべきだ。その場合の財源は固定資産税等も候補となる。

最後に、揮発油（ガソリン）税やたばこ税への追加課税、電気事業者の販売電気に課税する電源開発促進税の増税など多様なメニューを総動員すべきことも付言しておきたい。

復興資金は、「現役世代の負担増で賄う。後世代へのつけ回しはしない」という原則を示すことが、国内的には支援者と被災者の間の連帯感を強め、国際的には、日本復興に向けての強いメッセージになる。

